



自賠責保険

AIG損保



自動車損害賠償責任保険

2021年4月版

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法(自賠法)により、原則としてすべての自動車(原動機付自転車を含みます。)に加入が義務づけられている強制保険です。

法律等による処罰

自賠責保険に加入しないで運転した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点となり、ただちに免許停止処分となります。



車検をカバーする保険期間の自賠責保険に加入していなければ、車検を受けることができません。

自賠責保険でお支払いできる場合

自動車の運行によって、他人を死傷させ、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身の損害のみが補償され、物の損害はお支払いの対象となりません。) ※保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者をいいます。保有者にはレンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高 120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高 4,000万円 随時介護のとき:最高 3,000万円 上記以外の場合は、後遺障害の程度により 第1級:最高 3,000万円 ~ 第14級:最高 75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高 3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高 120万円

ご請求の方法

●加害者の方が請求する場合

本請求	加害者が損害賠償金を被害者や病院などに支払ったあとに、領収書などの支払ったことを証明する書類を添えて請求する方法です。
仮渡金請求	請求できません。

●被害者の方が請求する場合

本請求	治療終了などで損害が確定している場合に、被害者が直接損害賠償金を請求する方法です。加害者から損害賠償を受けている場合には、その分を差し引いてお支払いすることとなります。
仮渡金請求	加害者からの損害賠償金を受領していない場合で、当座の費用にお困りのときに請求することができます。 (1)死亡のとき...290万円 (2)傷害のとき...程度に応じ40万円、20万円、5万円

ご請求できる期間

- (1)加害者請求の場合...被害者や病院などに損害賠償金を支払った日の翌日から3年以内です。
- (2)被害者請求の場合...事故があった日の翌日から3年以内です。ただし、死亡の場合は死亡日の翌日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した日の翌日から、それぞれ3年以内です。

[ご注意] 治療が長びいたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、3年以内にご請求ができない場合は、時効中断の手続きが必要となりますので、事前に弊社窓口にご相談ください。

自賠責保険 保険料例

下表はいずれも本土用の保険料です。離島および沖縄県については適用できません。
自動車の車種および保険期間によって保険料は異なりますので、詳しくは取扱代理店・扱者にご照会ください。

2021年(令和3年)4月1日以降の保険始期契約に適用

車種	保険期間		37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約		
	四		37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約		
四		37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約			
四		37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約			
輪	四	小型貨物自動車	自家用	—	—	23,870円	23,150円	15,020円	14,280円	
			営業用	—	—	31,870円	30,840円	19,220円	18,160円	
	普通貨物自動車	最大積載量	自家用	2t超	—	—	37,980円	36,710円	22,430円	21,130円
				2t以下	—	—	33,840円	32,730円	20,250円	19,120円
			営業用	2t超	—	—	52,930円	51,070円	30,270円	28,380円
				2t以下	—	—	36,860円	35,630円	21,840円	20,580円
	一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約	
	輪	一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約
一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約		
一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約		
一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約		
一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約		
一		60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	12か月契約		

●このリーフレットは保険商品の概要をご説明したものです。
詳細につきましては「自賠責保険のしおり」をご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

ご契約締結後、ご注意いただきたいこと

自動車が譲渡されたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく弊社へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。

また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、弊社の窓口へ申し出ていただくことにより自賠責保険を解約することができます。

(注) 手続きにあたっての必要書類等の詳細については、弊社の窓口までお問い合わせください。なお、解約日は弊社の窓口に必要な書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しいたすことはできません。詳しくは弊社の窓口までお問い合わせください。